

9 手続簡素化等

規制改革の推進に当たって、行政庁に対する申請等に係る国民の負担を軽減することは重要であり、申請手続に関する別表に掲げる事項について、各府省等は早期に検討に取り組み、所要の措置を講じる必要がある。

なお、手続の簡素・合理化に係る意見・要望の中には、既に添付が不要となっているにもかかわらず、当該添付書類の廃止を求めているものなどもみられることから、各省庁においては、これまで講じてきた措置について、国民にその旨周知するとともに、地方支分部局等所管行政庁にも趣旨の徹底を図ることが必要である。